

平成30年度（2018年度）

財政健全化判断比率等審査意見書

令和元年（2019年）8月

八王子市監査委員



31八監収第37号
令和元年(2019年)8月21日

八王子市長
石 森 孝 志 殿

八王子市監査委員	伊 藤 達 夫
同	矢 野 和 利
同	荻 田 米 蔵
同	鈴 木 玲 央

平成30年度(2018年度)八王子市財政健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度(2018年度)八王子市財政健全化判断比率及び八王子市下水道事業特別会計資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次のとおり意見を提出します。

平成30年度（2018年度） 八王子市財政健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の対象

- 1 平成30年度(2018年度)決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 平成30年度(2018年度)決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

この健全化判断比率審査及び下水道事業特別会計資金不足比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に計算されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかなどを主眼として実施した。

第3 審査の期間

令和元年(2019年)7月9日から同年8月19日まで

第4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及び下水道事業特別会計資金不足比率は適正に算出されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても、適正に作成されているものと認められた。

なお、各表中、各グラフ中及び算定式中の年度については、西暦による表記を省略した。

(単位 %)

健全化判断比率	30年度	29年度	28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30
実質公債費比率	-0.6	-0.5	-0.6	25	35
将来負担比率	—	—	—	350	—

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額若しくは連結実質赤字額又は将来負担比率がないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この数値を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(単位 %)

資金不足比率	30年度	29年度	28年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計資金不足比率	—	—	—	20

(注) 1 上記表中の「—」は、資金不足額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この数値を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

1 意見

健全化判断比率の4つの指標については早期健全化基準を、同じく下水道事業特別会計の資金不足比率については経営健全化基準をいずれも下回っていた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、対象となる全ての会計において、実質赤字額と連結実質赤字額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

実質公債費比率については、特定財源は減少しているものの、市債の元利償還金及び準元利償還金においても減少したことにより、単年度で前年度の数値を下回り、3か年平均では0.1ポイント下回った。

将来負担比率については、将来負担額から控除できる充当可能財源において、充当可能基金額及び特定財源見込額が減少となったものの、将来負担額がそれを上回る減少となったことにより、将来負担比率の分子がマイナスとなり、前年度と同様に比率は算定されなかった。

資金不足比率については、該当する下水道事業特別会計に資金不足額が生じなかったため、前年度と同様に比率は算定されなかった。

以上、各比率の審査を行った結果、実質公債費比率及び将来負担比率はそれぞれ前年度より数値が改善され、財政の健全性は良好な状態にあることが認められた。

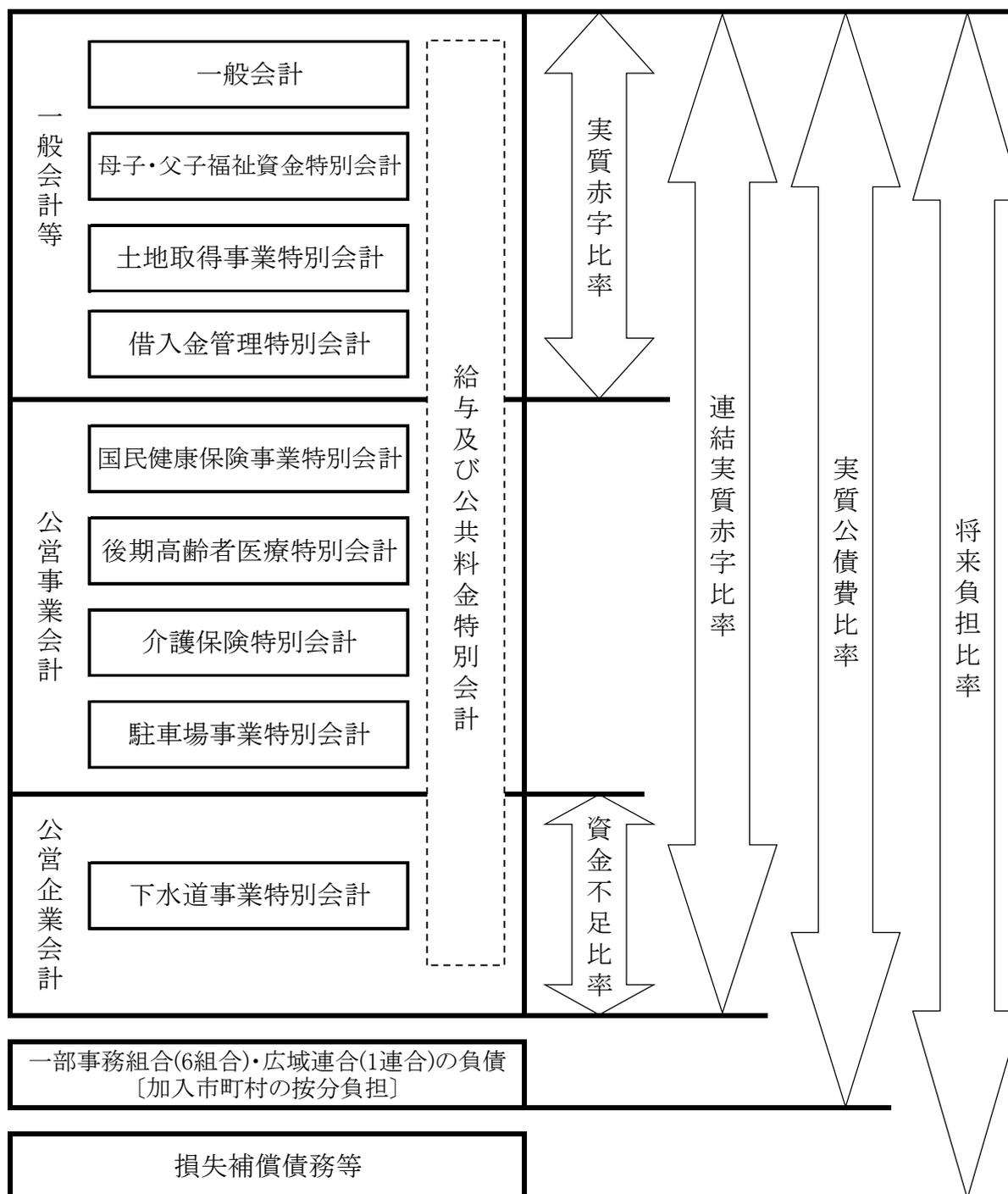
本審査では、各指標算出の過程において、市税の増収、市債残高の縮減など、当年度決算審査で確認した、市の様々な取組の成果を改めて認識したところであり、当年度における健全化判断比率等は、それらに裏付けされたものと言える。今後も引き続き、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

2 健全化判断比率等の算定

(1) 健全化判断比率等の対象会計について

健全化判断比率等の対象会計は第1表のとおりである。

第1表 (健全化判断比率等の対象とする会計)



(2) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等(本市においては、一般会計、母子・父子福祉資金特別会計、土地取得事業特別会計及び借入金管理特別会計)を対象とし、その繰上充用額と支払繰延額及び事業繰越額の和である実質赤字額が、地方公共団体の標準的に収入し得る経常的一般財源の規模を示す標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\begin{matrix} [0] \\ \text{繰上充用額} \end{matrix} \times 2 + \left(\begin{matrix} [0] \\ \text{支払繰延額} \end{matrix} + \begin{matrix} [0] \\ \text{事業繰越額} \end{matrix} \right)}{\text{標準財政規模} \times 5}$$

[-%] ※1 [108, 104, 990]

※1	計算結果が0%以下のときは-%
※2 繰上充用額	歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充てた額
※3 支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
※4 事業繰越額	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
※5 標準財政規模	自治体の一般財源の標準的な大きさを示したもの。普通交付税の算定に用いる市税収入額、地方譲与税及び利子割などの各種交付金に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えた額

当年度の一般会計等の各会計において、繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額がないので、実質赤字額は発生しない。このため、実質赤字比率は算定されなかった。

なお、各会計の実質収支額の状況は、第2表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第3表のとおりである。

第2表 (一般会計等における実質収支額)

(単位 千円)

年度		30	29	28
区分	一般会計	3,741,519	3,532,060	1,975,996
一般会計等	母子・父子福祉資金特別会計	0	0	682
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	借入金管理特別会計	0	0	0
	合計	3,741,519	3,532,060	1,976,678

第3表 (標準財政規模の額)

(単位 千円)

区分	年度	30	29	28
標準税収入額等		95,838,263	96,442,674	99,538,212
普通交付税額		4,368,073	3,960,811	3,463,824
臨時財政対策債発行可能額		7,898,654	6,909,307	5,158,451
合計 (標準財政規模の額)		108,104,990	107,312,792	108,160,487

(注) 標準税収入額等には、市税収入額、地方譲与税及び配当割等各種交付金が含まれる。

(3) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とし、実質赤字額の合計と資金不足額の合計の和から、実質黒字額の合計と資金剰余額の合計の和を控除した連結実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\begin{matrix} [0] & & [0] & & [4,743,410] & & [154,420] \\ \text{実質赤字を} & & \text{資金不足を} & & \text{実質黒字を} & & \text{資金剰余を} \\ \text{生じた会計の} & + & \text{生じた公営} &) & \text{生じた会計の} & + & \text{生じた公営} \\ \text{実質赤字の} & & \text{企業会計の} & & \text{実質黒字の} & & \text{企業会計の} \\ \text{合計額} & & \text{資金不足額} & & \text{合計額} & & \text{資金剰余額} \end{matrix}}{\text{標準財政規模}} \\ [-\%] \times 1 \\ [108,104,990]$$

当年度の全会計の実質収支額及び資金不足・剰余額は第4表のとおりであり、全会計において、実質赤字額又は資金不足額が生じていないため、連結実質赤字額は発生しない。このため、連結実質赤字比率は算定されなかった。

第4表 (全会計における実質収支額及び資金不足・剰余額)

(単位 千円)

区分	年度	30	29	28
一般会計等	一般会計	3,741,519	3,532,060	1,975,996
	母子・父子福祉資金特別会計	0	0	682
	土地取得事業特別会計	0	0	0
	借入金管理特別会計	0	0	0
	小計 A	3,741,519	3,532,060	1,976,678
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	568,823	1,210,445	1,486,626
	後期高齢者医療特別会計	34,985	16,312	24,583
	介護保険特別会計	398,083	1,002,783	1,138,216
	駐車場事業特別会計	0	0	0
	給与及び公共料金特別会計	0	0	0
小計 B	1,001,891	2,229,540	2,649,425	
中計 A + B	4,743,410	5,761,600	4,626,103	
公営企業会計	下水道事業特別会計	154,420	136,859	85,564
小計 C	154,420	136,859	85,564	
合計 A + B + C	4,897,830	5,898,459	4,711,667	

(4) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が一会計年度に負担した元利償還金（一般会計等の市債の元利償還額）及び準元利償還金（特別会計への繰出金や公債費に準ずる債務負担行為）の標準財政規模に対する割合の3か年平均を示すものである。単年度の算定式は次のとおりとなる。

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} = \frac{[12,437,901] \text{ (市債の元利償還金)} + [4,839,129] \text{ (準元利償還金 ※6)} - [6,114,336] \text{ (特定財源 ※7)} + [11,909,525] \text{ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{[108,104,990] \text{ (標準財政規模)} - [11,909,525] \text{ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

[-0.77637%]

また、3か年平均の算出方法は、各年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年分合算した上で3で除し小数第1位未満を切り捨てる。算定式は次のとおりとなる。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均) ※8} = \frac{[-0.47346\%] \text{ (平成28年度実質公債費比率)} + [-0.62122\%] \text{ (平成29年度実質公債費比率)} + [-0.77637\%] \text{ (平成30年度実質公債費比率)}}{3}$$

[-0.6%]

※6 準元利償還金	①満期一括償還市債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
	②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、市債の償還の財源に充当されたと認められるもの
	③一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還財源に充当されたと認められるもの
	④大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払、社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助並びに東京都から譲渡された母子・父子福祉資金貸付金債権の償還のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	⑤一時借入金の利子
※7 特定財源	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当された市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当された都市計画税
	⑤その他の特定財源

※8 3か年平均	3か年平均の算出方法は、年度ごとに四捨五入をせず、計算結果そのままを3か年加え、3か年で除し、小数第1位未満を切り捨てる。
----------	---

実質公債費比率の内訳は第5表のとおりとなる。

第5表 (実質公債費比率の内訳)

(単位 千円)

区	分	30年度	29年度	28年度
市債の 元利償還金 A	公債費	12,437,901	12,651,757	12,664,964
※6 準元利償還金 B	① 満期一括償還に係る公債費	0	0	0
	② 特別会計への繰出金 (下水道と駐車場の公債費充当分)	3,442,195	3,732,168	4,053,386
	一部事務組合負担金 ③ (東京たま広域資源循環組合、 南多摩斎場組合の公債費負担分)	209,527	242,907	407,297
	公債費に準ずる債務負担行為 ④ (ニュータウン学校施設取得 ・総合体育館整備)	1,187,407	1,146,213	1,056,557
	⑤ 一時借入金利子	0	0	113
	準元利償還金 計	4,839,129	5,121,288	5,517,353
※7 特定財源 C	国都支出金 ① (東京都多摩ニュータウン関連 公益施設整備費償還費補助金)	1,311,322	1,324,044	1,487,011
	② 貸付金償還金	0	0	0
	③ 市営住宅使用料	206,630	138,136	134,172
	④ 都市計画税	4,596,384	5,023,665	5,050,012
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源 計	6,114,336	6,485,845	6,671,195
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 D		11,909,525	11,880,051	11,966,562
標準財政規模 E		108,104,990	107,312,792	108,160,487
実質公債費比率(単年度) $\{(A+B)-(C+D)\} / (E-D) \times 100$		-0.77637%	-0.62122%	-0.47346%
※8 実質公債費比率(3か年平均)		-0.6%	-0.5%	-0.6%

(注) 区分欄の()は、本市の平成30年度決算内容

(5) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものであり、算定式は次のとおりである。

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{ccccccc}
 [186,732,421] & & [26,100,570] & & [43,501,467] & & [124,712,271] \\
 \text{※9} & & \text{※10} & & \text{※11} & & \\
 \text{将来負担額} & - & (\text{充当可能} & + & \text{特定財源} & + & \text{市債現在高等に係る} \\
 & & \text{基金額}) & & \text{見込額}) & & \text{基準財政需要額算入見込額} \\
 \text{将来負担比率} = & \frac{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る}}{\text{基準財政需要額算入額}} \\
 [-\%] \text{※1} & & [108,104,990] & & [11,909,525] & &
 \end{array}
 \end{array}$$

※9 将来負担額	①一般会計等の当該決算年度末における市債現在高
	②大規模な住宅建設に関連して地方公共団体に代わって都市再生機構等が行った公共施設等の建設及び総合体育館の建設に係る割賦支払、社会福祉法人が行った特別養護老人ホーム等の建設に係る補助並びに東京都から譲渡された母子・父子福祉資金貸付金債権の償還のため設定した債務負担行為等に基づく支出額
	③一般会計等以外の会計の市債の元金償還に充当する一般会計等の負担見込額
	④一部事務組合等の地方債の元金償還に係る負担見込額
	⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額
	⑥損失補償等による負担見込額
	⑦連結実質赤字額
	⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
※10 充当可能基金額	地方自治法第241条に定める基金（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第16条の規定に基づくもの）
※11 特定財源見込額	①国・都からの支出金
	②貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元金償還金
	③市営住宅建設事業の財源として発行された市債償還額に充当される市営住宅使用料
	④都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当される都市計画税
	⑤その他の特定財源

将来負担比率の内訳は第6表のとおりとなる。

第6表 (将来負担比率の内訳)

(単位 千円)

区	分	30年度	29年度	増減額
※9 将来負担額 A	① 一般会計等市債現在高	127,839,941	129,037,432	△ 1,197,491
	② 公債費に準ずる債務負担行為に基づく 支出予定額 (ニュータウン学校施設 取得・総合体育館整備等)	7,539,944	9,257,880	△ 1,717,936
	③ 特別会計への繰出見込額 (下水道と駐車場の償還見込額)	29,024,433	31,720,871	△ 2,696,438
	④ 一部事務組合等負担見込額 (東京たま広域資源循環組合の償還 見込額)	308,020	531,120	△ 223,100
	⑤ 退職手当負担見込額 (2,618人分)	22,020,083	23,004,313	△ 984,230
	⑥ 損失補償等による負担見込額	0	0	0
	⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
	⑧ 一部事務組合等連結実質赤字額	0	0	0
	将来負担額 計		186,732,421	193,551,616
充 当 可 能 基 金 額 B	※10 財政調整基金、減債基金等	26,100,570	27,171,180	△ 1,070,610
※11 特 定 財 源 見 込 額 C	① 国都支出金 (東京都多摩ニュータウン関連 公益施設整備費償還費補助金)	4,284,668	6,025,047	△ 1,740,379
	② 貸付金償還金 (多摩都市モノレール貸付金償還金)	68,279	68,279	0
	③ 市営住宅使用料	1,715,813	1,791,516	△ 75,703
	④ 都市計画税	37,432,707	37,255,962	176,745
	⑤ その他の特定財源	0	0	0
	特定財源見込額 計		43,501,467	45,140,804
市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D		124,712,271	123,378,742	1,333,529
標 準 財 政 規 模 E		108,104,990	107,312,792	792,198
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F		11,909,525	11,880,051	29,474
将 来 負 担 比 率 { A -(B + C + D) } / (E - F) × 100		※1 -%	※1 -%	-

(注) 区分欄の () は、本市の平成30年度決算内容

3 資金不足比率の算定

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどの程度あるかを示すものであり、本市においては下水道事業特別会計がこれに該当する。また、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \text{ ※12}}{\text{事業の規模} \text{ ※14}}$$

[0]

[-%] ※1

[8,840,102]

※12 資金の不足額	(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充当するために起こした市債現在高) - 解消可能資金不足額 ※13
※13 解消可能資金不足額	事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
※14 事業の規模	営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

下水道事業特別会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されなかった。

<参考資料> 平成30年度(2018年度)健全化判断比率と資金不足比率一覧

1. 東京26市

(単位 %)

市名	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
八王子	—	—	-0.6	—	—
立川	—	—	2.8	—	—
武蔵野	—	—	-0.4	—	—
三鷹	—	—	2.3	2.5	—
青梅	—	—	2.7	—	—
府中	—	—	3.0	—	—
昭島	—	—	0.2	—	—
調布	—	—	0.5	6.8	—
町田	—	—	-0.3	—	—
小金井	—	—	2.5	7.6	—
小平	—	—	1.2	—	—
日野	—	—	-2.3	1.0	—
東村山	—	—	3.4	0.3	—
国分寺	—	—	-1.0	—	—
国立	—	—	-0.8	—	—
福生	—	—	-3.2	—	—
狛江	—	—	2.0	14.3	—
東大和	—	—	-2.7	—	—
清瀬	—	—	3.6	21.9	—
東久留米	—	—	0.2	—	—
武蔵村山	—	—	-0.2	—	—
多摩	—	—	0.6	—	—
稲城	—	—	2.7	33.7	—
羽村	—	—	2.0	7.7	—
あきる野	—	—	8.6	45.5	—
西東京	—	—	0.8	25.2	—

2. 首都圏の中核市9市

(単位 %)

市名	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
宇都宮	—	—	5.3	—	—
前橋	—	—	8.2	64.9	—
高崎	—	—	5.8	37.1	—
川越	—	—	5.3	68.9	—
川口	—	—	6.1	3.9	—
越谷	—	—	7.2	23.9	—
船橋	—	—	0.0	15.7	—
柏	—	—	2.9	—	—
横須賀	—	—	6.4	36.5	—

(注) 数値は、令和元年(2019年)8月21日現在で確認できた数値を用いた。

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子